

# 【利用規約】

(Web都市計画情報システム有料印刷サービスに係る利用規約)

## 1. (適用範囲及び変更)

- ①本利用規約は、岡山市（以下「市」という。）がインターネットを介して提供する岡山市都市計画情報システム（以下「システム」という。）のWeb都市計画情報システム有料印刷サービス（以下「本サービス」という。）について、市と本サービスを利用する者（以下「利用者」という。）との間の利用について定めるものである。
- ②本利用規約は、本サービスを利用するにあたり、利用者が行う一切の行為に適用されるものであり、利用者は本利用規約に同意の上、本サービスを利用できるものとする。
- ③市がホームページ上で掲示する本サービスの利用に関する取り決めや注意事項は、それぞれ本利用規約の一部を構成するものとする。
- ④変更の必要がある場合、市は利用者の承諾を得ることなく本利用規約の内容を変更することができるものとする。
- ⑤変更された本利用規約の内容については、システムホームページ上に掲示した時点より効力を生じるものとする。

## 2. (本サービスの提供方法)

- ①市は、利用者に対し、本サービスの利用に必要な「有料印刷機能 利用登録認証ID」（以下「認証キー」という。）を交付する。
- ②市は本サービスの利用、利用不能に関する技術的サポート、その他のサポートを提供する義務を負わないものとする。
- ③「認証キー」を本利用規約の規定、システム動作環境、操作説明に従って正しく使用することを条件に、第5条に規定する「認証キー」による印刷有効期間内において本サービスを利用できるものとする。

## 3. (Web都市計画参考図)

- ①Web都市計画参考図は、システム内の都市計画情報を地図として印刷出力したものである。
- ②Web都市計画参考図は、都市計画の内容を証明しないものとする。

## 4. (ユーザー登録)

- ①利用者は、利用申込の際、所定の【Web都市計画情報システム有料印刷サービス利用申込書】に必要事項を記入し、ユーザー登録を行うものとする。
- ②利用者は、【Web都市計画情報システム有料印刷サービス利用申込書】の内容に変更があった場合は、速やかに市に届け出るものとする。
- ③利用者は、市が【Web都市計画情報システム有料印刷サービス利用申込書】の内容を保存し、本サービスに関連する業務、アンケート又はダイレクトメール等の案内に利用することを承諾するものとする。

## 5. (「認証キー」による印刷有効期間(本サービスの有効期間))

- ①「認証キー」によるWeb都市計画参考図の印刷出力の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月末日までとする。
- ②本サービスの有効期間は、前項の「認証キー」の有効期間と同じ期間とする。但し、利用者が令和3年4月1日以降に「認証キー」を受領した場合は、「認証キー」を受領した日から令和4年3月末日までとする。
- ③市は、ユーザー登録した利用者に予め周知したうえで前項の有効期間を変更できるものとする。

## 6. (「認証キー」の取り扱い)

- ①「認証キー」は、ユーザー登録した利用者のみ利用できるものとする。
- ②「認証キー」は、【Web都市計画情報システム有料印刷サービス利用申込書】に記入した利用者の住所地でのみ利用できるものとする。
- ③「認証キー」は、日本国内においてのみ利用できるものとする。
- ④「認証キー」の管理及び使用については、利用者の責任において適切に取り扱うものとする。

## 7. (利用料及び設備費)

- ①利用者は、本サービスの利用における市の許諾の対価として利用料（以下「利用料」という。）を支払うものとする。
- ②利用料は別表のとおりとする。
- ③利用者は、市に対し、別表に定める利用料を「認証キー」受領時に支払うものとする。但し、「認証キー」を郵送により受領する場合は、市の指示に従って支払うものとする。
- ④利用者が本サービスを利用するにあたって必要とする装置（ソフトウェアを含む。）及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、利用者が負担するものとする。

## 8. (規約の効力発生及び貸与・譲渡禁止)

- ①利用者が「認証キー」を受領することで、本利用規約の効力を生じるものとする。
- ②利用者は、「認証キー」を有償・無償を問わず第三者に貸与又は譲渡してはならないものとする。
- ③利用者は、本サービスを利用する権利を有償・無償を問わず第三者に貸与又は譲渡してはならないものとする。

## 9. (本サービスの中断及び終了)

- ①市は、利用者への事前の掲示や通知または承諾を得ることなしに、保守作業、停電、回線の不通及び火災、天災、戦争、暴動等の不可抗力その他の理由により本サービスの提供を一定期間中断若しくは終了することがある。
- ②市は、前項の本サービスの中断及び終了により、利用者及び第三者が被った如何なる損害についても、一切その責任を負わないものとし、利用料の減額・返金についても一切行わないものとする。

## 10. (禁止行為)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならない。

- ①本サービスを不正の目的を持って利用する行為
- ②本サービスによるWeb都市計画参考図を営利目的として販売する行為
- ③本サービスによるWeb都市計画参考図を自己の目的以外で第三者に譲渡する行為
- ④本サービスにより利用できる情報を改ざんする行為
- ⑤システムに対して有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
- ⑥市又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- ⑦市又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- ⑧「認証キー」の複製、転売、譲渡、貸与行為
- ⑨その他法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為

### 1 1. (利用の解除)

- ①利用者が本利用規約に違反した場合、市は利用者の本サービスを利用する権利を失効することができるものとする。但し、市は利用者が支払った利用料を一切減額、返金しないものとする。
- ②前項により本サービスを利用する権利を失効したとき、利用者は直ちに「認証キー」を廃棄しなければならないものとする。

### 1 2. (利用の解約)

- ①利用者は、市に対し事前に解約の旨を通知することでいつでも本サービスの利用を解約できるものとする。但し、市は利用者が支払った利用料を一切減額、返金しないものとする。
- ②前項により解約したとき、利用者は直ちに「認証キー」を廃棄しなければならないものとする。

### 1 3. (免責)

- ①市は、利用者が本サービスを利用することにより得た情報等におけるすべての保証責任について、一切その責を負わないものとする。
- ②市は、本サービスの利用に起因する直接または間接的に生じた利用者の逸失利益及び損害並びに第三者から利用者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含む如何なる損害について、一切その責を負わないものとする。
- ③市は、本サービスが利用できなかったことにより発生した直接または間接的に生じた利用者及び第三者の損害について、理由の如何を問わず、一切その責を負わないものとする。
- ④市は、第三者によるシステム及びシステム内の情報の改ざんに関し、一切その責を負わないものとする。
- ⑤市は、利用者が本サービス利用中にパーソナルコンピューター等に蓄積した情報の消失等に関し、一切その責を負わないものとする。
- ⑥本サービスにおいて、テキスト表示でのJISコード内に存在しない文字については、すべて特定の記号に換えて表示するものとする。なお、細心の注意を払って処理することとするが、処理途中のエラー等による誤植・誤脱等について、市は、一切その責を負わないものとする。
- ⑦市は、本サービスにおける印刷出力時のエラー等による誤写及び各利用者の所持する機器の差違に伴う色の誤差等について、一切その責を負わないものとする。
- ⑧市は、本サービスにおける印刷出力されたWeb都市計画参考図の縮尺の誤差について、一切その責を負わないものとする。
- ⑨市は、本サービス利用のためのプラグインソフトのインストールにより生じた損害（使用機器、プログラム設定の破損及びデータの破損その他すべて）について、一切その責を負わないものとする。
- ⑩市は、操作説明の規定以外の方法で使用した「認証キー」の使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、一切その責を負わないものとする。

### 1 4. (利用者の責任)

- ①利用者が本サービスの利用によって第三者に損害、不利益等を与えた場合、利用者は自己の責任と費用においてこれを解決するものとする。
- ②利用者が本利用規約に違反し、または不正若しくは違法な行為によって市に損害を与えた場合、市に対し損害賠償する責めを負うものとする。

### 1 5. (市の責任)

- 市の責による明らかな欠陥により「認証キー」が仕様どおり動作しなかった場合に

おける市の責任は、市の選択により「認証キー」の交換又は利用料の払い戻しのいずれかに限るものとし、これ以外に市は利用者の損害を賠償する義務を負わないものとする。

#### 16. (協議事項)

市及び利用者は、互いに信義誠実の原則をもって、本利用規約に定める各事項を履行するものとし、本利用規約に定めのない事項及び本利用規約に疑義の生じた事項については、市及び利用者は誠意をもって協議の上円満に解決を図るものとする。

#### 17. (管轄)

本サービスの利用に係る市と利用者間の訴訟については、岡山地方裁判所をもって、第一審の合意管轄裁判所とする。

#### 18. (準拠法)

本利用規約の成立及び効力の準拠法は、日本法とする。

#### 附則

本利用規約は、令和 3年 4月 1日から適用する。

#### ○別表 (利用料)

サービス利用期間	利用料
令和 3年 4月1日～令和4年3月末日	16,000円
令和 3年 5月1日～令和4年3月末日	14,750円
令和 3年 6月1日～令和4年3月末日	13,500円
令和 3年 7月1日～令和4年3月末日	12,250円
令和 3年 8月1日～令和4年3月末日	11,000円
令和 3年 9月1日～令和4年3月末日	9,750円
令和 3年10月1日～令和4年3月末日	8,500円
令和 3年11月1日～令和4年3月末日	7,250円
令和 3年12月1日～令和4年3月末日	6,000円
令和 4年 1月1日～令和4年3月末日	4,750円

## 【参考】

### (著作権)

岡山市都市計画情報システム及びシステム内の情報並びに「認証キー」の著作権は、岡山市に帰属します。これらは、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。

### (著作権侵害)

#### 著作権法 第百十九条 (抜粋)

著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第一百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第一百二十条の二第三号において同じ。))を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第六項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。